

みよし市学校給食管理システム 仕様書

第1 概要

1 物品名

みよし市学校給食管理システム

2 背景及び目的

給食業務を管理するためのシステムについて、現行のシステム（トーテックアメニティ株式会社製『給食管理システム』みよし市改修版。以下「現行システム」という。）がOS対応を終了したことに伴い、今後も継続して安定的に給食業務を行うため、現行システムと同等の機能を有し、かつ、より円滑に業務を進めることができる新たな給食業務管理システムを導入し、機器を更新する。

3 調達範囲

供給者は、発注者が本仕様書に示す機能等を備えた給食業務管理システム及び当該システムが正常に稼働するために必要なハードウェア及びソフトウェアの全てを納入するものとする。

これらの設計、開発、調整、試験、搬入、据付、研修等のシステム運用に必要な役務及び稼働に必要な物品等は、本仕様書に特記なき限り全て本調達に含み、供給者の負担と責任において実施及び納入するものとする。

第2 前要件

1 スケジュール

(1) 納入期限

令和3年3月29日

(2) システム稼働時期

令和3年3月と予定する。ただし、供給者から稼働時期に関して効果的な提案がある場合は、発注者と協議の上、決定する。

(3) システム稼働期間

本稼働日から5年間とする。

2 利用要件

(1) 納入場所（利用場所）

みよし市立学校給食センター（みよし市三好町笠松46番地1）

(2) 端末台数

1台

(3) ライセンス数

端末1台につき1ライセンス、計1ライセンス

現行システムにおいて1ライセンスで使用しており、継続することを想定している。ただし、調達するシステムの構成上適用が困難である場合は、この限りでない。システムの常時利用者は、6人を予定する。

(4) システム管理の対象となる配食施設等

小学校8校 約4,010食/日

中学校4校 約2,050食/日

保育園7園 約1,060食/日

給食センター1か所 約60食/日

給食センターでは、システムを利用して小中学校及び保育園の献立作成、副食の食材調達及び調理、主食及び牛乳の発注（小、中学校のみ）を行う。献立は、原則として全施設共通。ただし、小学校と中学校でデザート等が異なる場合がある。また、保育園のみ一部の料理や食材が異なる場合がある。また、小中学校の夏休み期間中も、保育園のみ給食を実施する。

3 性能要件

システム、ハードウェア及びソフトウェアの性能は、利用者数や動作環境等を考慮し、快適な操作及び反応が得られるよう十分な能力を有していること。

4 業務内容

供給者が実施すべき業務は、以下のとおりとする。

(1) 要件定義

(2) カスタマイズ設計

(3) カスタマイズ開発

(4) サーバ構築

(5) 導入、調整及びテスト

テストは、単体テスト、組合せテスト、総合テストを実施し、システムの正常稼働を保証すること。

(6) 受入テスト支援

供給者は、発注者が納品されたシステムについて要求した機能、性能等を備えていることを確認するため実施する受入れテストについて、必要な支援を行うこと。

(7) データセットアップ

(8) 操作研修

供給者は、システムの利用者向けマニュアルを作成すること。また、供給者は、利用者等に対する操作研修を開催すること。研修の時期及び内容は、発注者と協議の上決定し、供給者は、研修に必要な準備を行うこと。

(9) 開発用機器、ツール等の準備

供給者は、調達するハードウェア等を使用して開発を行うことを前提とするが、ハードウェア等が導入される前にハードウェア等を必要とする場合や、調達するハードウェア等以外の開発用機器、開発用ツール等を必要とする場合は、供給者の負担及び責任において確保すること。

(10) 打合せ会議の開催

供給者は、担当職員や利用者等との打合せ会議を定期的を開催し、各業務に関する打合せ、進捗報告等を行うこと。会議は、みよし市立学校給食センターにおいて開催すること。

第3 ハードウェア構成

1 方式

オンプレミス方式とする。

2 機器構成

項番	機器等	数量	要件
1	サーバ機器	1式	<ul style="list-style-type: none">無停電電源装置を備えていること。項番2クライアントPCと兼ねることで、快適な操作及び反応、処理速度等を損なうことなくハードウェア導入コストを抑えることができる場合、兼ねることを可とする。バックアップデータを保存するための物理的ストレージをサーバと別に用意すること。
2	クライアントPC	1式	<ul style="list-style-type: none">デスクトップ型とすること。ディスプレイは、カラー液晶17インチ以上のシステムに最適なサイズとすること。
3	キーボード	1式	<ul style="list-style-type: none">テンキーを備えていること。
4	マウス	1個	
5	プリンター	1台	<ul style="list-style-type: none">レーザーモノクロプリンターとすること。A3印刷に対応していること。マスター、トナー等の消耗品をセットした状態で納入すること。(2本目以降は、発注者が負担する。)

- 納入する機器等は、全て新品とすること。
- 供給者は、上表のほかシステムの稼働及び機器の据付に必要な機器、配線、物品等を全て調達、納入すること。
- 供給者は、納入する機器等について、本仕様書に示す稼働期間中の正常な稼働を担保すること。(天災や物理的な事故による不具合を除く。)また、稼働期間中消耗品の流通が確実に見込める機器を調達すること。稼働期間中通常の使用にもかかわらず機器等が使用できなくなった場合又は消耗品の流通が終了した場合、供給者の責任と負担において代替品を納入すること。
- 供給者は、システム及び機器の稼働に必要なソフトウェアの全てについて、稼働期間中発注者が問題なく利用できるよう、必要なライセンスやその他の使用許諾を得ること。
- みよし市がライセンスを用意する記録媒体のアクセスを制御するソフトウェアをインストールできる状態であること。
- 機器の据付場所は、みよし市立学校給食センター事務室内とする。事務機の寸法は、天板の幅約1100mm×天板の奥行700mm×高さ約700mmで、項番1から4までが収まるよう設置すること。項番5のプリンターは、市が別に用意するプリンター台に設置すること。(幅約500mm×奥行400mm。収まらない場合、台を市で調整するので、寸法が多少オーバーすることは構わない。)
- 供給者は、事務室の業務上支障のない機器配置となるよう、必要に応じて現地調査を行い、性能及び寸法の両面から最適な機器等を調達し、据付けること。

第4 システム要件

1 システム化範囲

本調達で導入する給食業務管理システムで取扱う給食業務は、以下のとおりとする。

(1) 献立作成業務

主な対象業務は、以下のとおり。

- ア 食品、料理管理
- イ 献立作成、栄養価計算
- ウ 食物アレルギー管理（飲用牛乳の除去）
- エ 献立表出力
- オ 調理用資料出力
- カ 食数管理
- キ 主食、牛乳発注書出力（小、中学校）
- ク 集計書類出力、報告書等出力

(2) 材料費計算業務

主な対象業務は、以下のとおり。

- ア 材料費計算
- イ 予想収支計算

(3) 見積発注業務

主な対象業務は、以下のとおり。

- ア 納入業者管理
- イ 食材の集計、見積書、発注書等の作成、出力

2 基本要件

(1) パッケージシステム

本システムは、安定稼働、信頼性及び費用対効果を目的として、自治体で導入実績を有し、かつ、安定稼働の実績を有するパッケージシステムとし、発注者の要求事項に適合させること。ただし、カスタマイズは、最小限となるよう留意すること。

(2) 開発元等からの支援

供給者は、システムの開発及び運用に支障がないよう、開発元及び販売元から安定的な支援が受けられるよう留意すること。

(3) 利用日時

本システムは、土日祝日も利用可能とすること。利用可能時間帯については、バックアップ処理等を考慮した上で、最大限利用ができるようにすること。

3 機能要件

本システムの機能要件は、別紙「機能要件一覧表」を参照すること。

第5 帳票要件

本システムの帳票要件は、別紙「機能要件一覧表」を参照すること。

なお、業務及び機能要件から想定される帳票をまとめたものであり、詳細は、設計工程において、発注者と供給者双方協議の上決定することとする。また、帳票の作成にあたっては、発注者の要望に沿った帳票とすること。

第6 データセットアップ要件

供給者は、発注者が必要とする食品、料理、献立のデータをシステムにセットアップした状態で納品すること。必要とするデータは、現行システムで使用している内容を基本として、現行システムに登録されている件数を目安として下表に示す。最終的にセットアップするデータの範囲は、発注者と協議の上決定すること。

なお、セットアップにあたり現行システムの画面確認を可とする。発注者に連絡の上、給食センターの業務に支障のない日時で実施すること。

項番	テーブル名	件数
1	食品	約 2,200 件
2	料理	約 3,700 件
3	献立	約 16,100 件

第7 信頼性等の要件

1 信頼性要件

- ・ 誤操作を行った場合に重要なデータが消去されてしまうことのないよう、必要な措置を講じること。
- ・ システムに障害が起きた場合も業務が継続できるよう、障害対策を考慮したシステム構成とすること。
- ・ バックアップ及び復元の機能を整備すること。バックアップは、予め指定した時間に自動で日次バックアップ処理が行われること。

2 拡張性要件

今後、文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告『日本食品標準成分表』が改訂又は文部科学省告示学校給食摂取基準その他の関連法令等が改正された場合に、プログラム修正を容易に行うことができるつくりであること。

第8 セキュリティ要件

1 認証取得

供給者は、組織としてプライバシーマーク又は ISO27001 認証を取得していること。

2 セキュリティ要件

供給者は、設計・開発工程においてリスク分析を実施し、網羅的なセキュリティ対策を実施すること。以下に、発注者が想定する最低限の情報セキュリティ対策の要件を示す。

- ・ パスワードにより認証を行うこと。
- ・ 処理内容のログを取得し、最低1年分を保存すること。

第9 事業管理要件

1 管理体制

- ・ 供給者は、本調達の実施にあたり事業計画を策定すること。
- ・ 供給者は、本調達の管理責任者を定めること。また、設計・開発業務、試験業務、データセットアップ業務、機器調達業務及び研修業務の各業務において、必要な能力及び過去に同等の業務経験を有する責任者を配置すること。各責任者は、原則として、納入まで同一人とする。責任者の兼任は、可とする。
- ・ 供給者は、契約締結後速やかに、事業計画を提出し、及び各責任者を発注者へ通知すること。

2 セキュリティ管理

- ・ 供給者は、本調達において、みよし市が提供した情報及び知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。
- ・ 供給者は、セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぐこと。
- ・ 供給者は、セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合には、速やかに発注者へ報告し、対応策について協議すること。
- ・ 供給者は、本調達における内部の情報セキュリティ管理を行う責任者を設置すること。責任者は、必要な能力及び過去に同等の業務経験を有すること。供給者は、契約締結後速やかに、セキュリティ管理責任者を発注者へ通知すること。

第 10 提出書類

1 納入成果物

(1) 納入成果物及び納入期限

本調達の実務における納入成果物は、以下のとおりとする。供給者は、本仕様書に示す稼働期間中は、納入成果物の複製を保管すること。

項番	成果物	納入期限
1	事業計画書、各責任者の通知	契約締結後速やかに
2	設計書	設計終了時
3	データセットアップ計画書	実施前
4	データセットアップ結果報告書	実施後
5	テスト計画書	テスト前
6	テスト結果報告書	テスト後
7	利用者向けマニュアル	受入れテスト前
8	打合せ会議資料（進捗報告等）	各会議前
9	打合せ会議録	各会議後

上表のほか、発注者の要請により資料の提出を求めることがある。

(2) 納品形態及び部数

紙媒体により各 1 部提供すること。A 4 サイズを基本とし、A 4 を超えるページは、折り込む等して A 4 に調整して納入すること。ページ数の多い資料は、A 4 ファイルに綴じて納入すること。ただし、項番 7 は、システム上で確認できるマニュアルに代えることも可とする。

(3) 納入場所

みよし市立学校給食センターとする。

2 提出書類

供給者は、本調達の納入時に納品書（みよし市様式第 3 4（第 2 7 条関係））を提出すること。

第 11 保守要件

1 保守要件

供給者は、本システムの運用開始後、本仕様書に示す稼働期間中発注者が別途業務委託契約予定の本システム保守点検業務を請負うこと。業務の概要は、次項のとおり予定する。

なお、プロポーザルへの参加にあたり、保守点検業務の見積を見積金額明細調書（様式第 1 1 号）により提出すること。

2 保守の概要

(1) 保守対応時間

月曜日から金曜日の 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで及び祝日を除く。）

障害の連絡を行った当日又は翌日の作業開始を原則とすること。

(2) 業務内容

【ソフトウェア保守】

システムの稼働に必要なバージョンアップ、データベースの整理等を実施すること。ただし、システムの大規模な改修を必要とする制度改正等があった場合は、発注者と受注者双方協議の上保守の範囲内外を決定する。

【機器及びサーバ保守】

不具合の発生時に迅速な対応を行い、必要に応じて修理を行うこと。

【障害、問い合わせ対応】

障害や瑕疵の発生時に、現地出張を基本として、迅速な対応を行うこと。システム利用者からの操作方法、処理等に関する質問に対して、電話又は電子メールによる支援を行うこと。

【報告】

作業毎に書面にて報告を行うこと。

【その他】

上記以外の業務であって、システム保守に必要な業務は、保守の範囲内で行うこと。

第 12 その他

1 契約不適合責任等

- ・ 供給者は、納入したシステム、ハードウェア及びソフトウェア等が契約の内容に適合しない場合、検収後 1 年間は、契約不適合責任を負うものとする。ただし、検収後 1 年間を超えて初めて処理を行う機能等に係る契約不適合責任については、供給者は、誠実に対応するものとする。
- ・ 供給者は、納入したシステム、ハードウェア及びソフトウェア等に正常稼働を妨げる瑕疵が認められた場合、検収後 1 年間は、無償で修正すること。また、瑕疵の修正にあたっては、運用中の業務に影響を与えないこと。

2 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と供給者双方協議の上決定するものとする。